

速度取締り指針

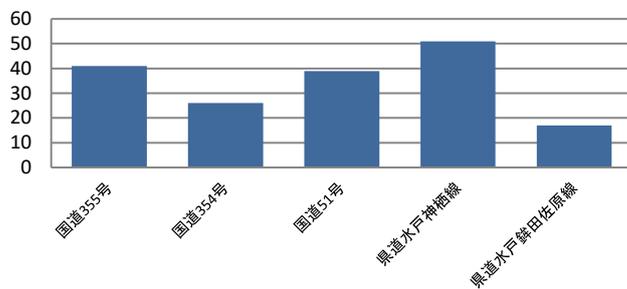
行方警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道355号	8:00～12:00 14:00～20:00	麻生地区	40km/h (指定速度)

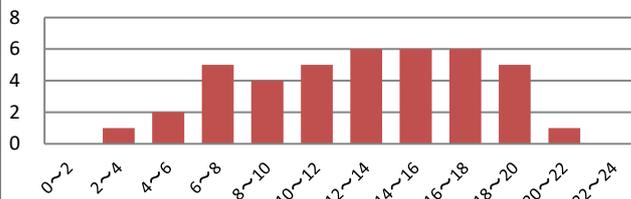
★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施しています。

行方警察署管内における交通事故実態

路線別の人身事故発生状況
(過去3年間)



国道355号における時間帯別の人身交通事故の発生状況
(過去3年間)



▼主な幹線道路別に過去3年間の人身事故発生件数を比較すると、県道水戸神栖線、国道355号、国道51号、国道354号の順で事故が多く発生しています。

▼国道355号は、当署管内での道路総延長が一番長く重傷事故も発生していることから取締り重点路線に指定しています。

▼交通死亡事故は過去3年間、市道での発生が最も多くなっています。

年末に、市道で1件交通死亡事故が発生しました。

▼過去3年間の国道355号における時間帯別の特徴として

12時～18時の時間帯に人身交通事故が多発しています。

▼国道355号において速度50km以上の車両の交通事故が多く発生しています。

～令和6年5月31日現在～

- 国道355号での人身事故は、7件発生し、県道水戸神栖線での人身事故は10件発生しました。
- 交通死亡事故は、年末に市道で1件発生がありました。
- 自転車に関連する事故は管内全域で発生しています。

その他の交通指導取締り要点

管内全域において、飲酒運転、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反及び過積載違反、自転車関連違反の交通指導取締りを強化します。